

平成21年12月9日

外務省独立行政法人評価委員会

委 員 長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

平成20年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成21年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成20年度における業務実績の評価について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 20 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成 20 年度における外務省所管 2 法人（国際協力機構、国際交流基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（契約の適正化）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」^(注)とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成 19 年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（以下「評価

の視点等」という。参考資料1参照)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

3 外務省所管独立行政法人における契約状況

平成20年度における外務省所管独立行政法人における契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における外務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、19年度と比較して、285件、約3.3億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で8.1ポイント減少し、金額で2.8ポイント増加している。

次に、外務省所管独立行政法人全体における特定委託契約^{注1}の随意契約及び一般競争入札の再委託状況は、表3-②のとおり、再委託金額は府省評価委員会等において把握されておらず、再委託件数は8件(うち、随意契約の再委託3件、一般競争入札の再委託5件)となっている。

また、外務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状

況は、表3－①のとおり、67 件（24.5％）となっており、19 年度と比較して、30 件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は0.6ポイント増加している。

- (注) 1 特定委託契約とは「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか、庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）」するものである。
- 2 再委託割合とは、例えば、特定委託契約一件について複数の再委託契約がある場合、当該特定契約に占める一件ごとの再委託契約金額が占める割合のことである。

表3－① 外務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）／一般競争入札件数） 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国際協力機構	2,420	1,990	4,410	2,899	1,752	4,651	45(28.1%)	20	○
	610.0	187.0	797.0	714.7	186.2	900.9	160		
国際交流基金	110	191	301	173	144	317	22(19.3%)	2	○
	10.9	17.5	28.4	15.5	15.0	30.5	114		
合計 (外務省所管)	2,530	2,181	4,711	3,072	1,896	4,968	67(24.5%)	22	
	(53.7%)	(46.3%)	(100.0%)	(61.8%)	(38.2%)	(100.0%)	274		
	620.9	204.5	825.4	730.2	201.2	931.4	37(23.9%)		
	(75.2%)	(24.8%)	(100.0%)	(78.4%)	(27.6%)	(100.0%)	155		
合計 (独立行政法人全体)	43,428	51,530	94,958	63,357	20,864	84,221	17,423(48.8%)	371	
	(45.7%)	(54.3%)	(100.0%)	(75.2%)	(24.8%)	(100.0%)	35,711		
	14,912.7	9,872.3	24,785.0	17,865.7	6,528.6	24,394.1	10,809(44.5%)		
	(60.2%)	(39.8%)	(100.0%)	(73.2%)	(26.8%)	(100.0%)	24,306		

- (注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査（契約の適正化）について」（平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。）を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。
- 4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載した。
- 5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。
- 6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3－② 外務省所管独立行政法人における随意契約及び一般競争入札の再委託状況（平成20年度）

法人名	再委託の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円）									関連公益法人等に対する再委託の有無
	全体			随意契約			一般競争入札			
	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	
国際協力機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際交流基金	8	不明	不明	3	不明	不明	5	不明	不明	無
	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
合計 （外務省所管）	8	不明	不明	3	不明	不明	5	不明	不明	0
	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
合計＊（独立行政法人全体）	1,446	95	6.6%	1,234	75	6.1%	212	20	9.4%	3
	133.0	36.1	27.1%	90.2	24.8	27.5%	42.8	11.3	26.4%	

- （注） 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。
2 該当がないものについては「-」を付している。
3 金額については小数点第二位以下を四捨五入している。

4 平成20年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に関するもの）についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価において、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、外務省所管2法人（国際協力機構、国際交流基金）の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

（1）契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、貴省所管2法人のうち、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある1法人については、表4－(1)のとおり、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては、明確な規定が設けられていないことについて言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、独立行政法人は、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかったりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表４－(１) 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国際交流基金	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（言及なし） ・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（言及なし）

(注) １ 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

２ 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成 20 年度業務実績評価の時点において整理した。「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、外務省所管 2 法人においては、表 4－(2)のとおり、外部の第三者を構成員とする「契約締結委員会」などの組織を設置し、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約締結委員会において、入札の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記 2 法人においては、表 4－(2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置も採られており、評価

結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表４－(2)のとおり、１法人において、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意した検証が評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

表４－(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注２			既存体制の強化等 注４				評価結果 注５
	組織の名称 注３	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
国際協力機構	業績評価委員会、契約制度改善に関する監修業務委託、コンサルタント契約に関する現地再委託契約に係る第三者抽出検査	3	3	○	○	○		①②③④
国際交流基金	契約締結委員会	2	2	○	○			①②③
合計 (外務省所管)		5	5	2	2	1	0	①2 ②2 ③2 ④1
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

- (注) １ 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- ２ 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。
- ３ 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。
- ４ 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。
- ５ 評価の視点等に応じ示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等に関して、外務省所管２法人については、表４－(3)のとおり、競争性のない随意契約件数について、法人が自ら掲げた削減目標件数に達していない状況がみられるものの、「随意契約見直し計画の

進捗は順調」との評価がされている。

しかしながら、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表 4-(3) 随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：億円)

法人名	18 年度		19 年度		20 年度		見直し目標	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国際協力機構	2,785	277.0	2,609	166.8	2,276	127.4	1,905	130.2
国際交流基金	257	29.4	208	22.0	127	16.5	113	14.6
計	3,042	306.4	2,817	188.8	2,403	143.9	2,018	144.8

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

3 国際協力機構の随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標の達成期限は平成 23 年度末となっている。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。外務省所管 2 法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めている」などの措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

1 法人については、表 4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、1 法人については表 4-(4)-②のとおり、再委託金額の把握が行われておらず、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4－(4)－① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
国際交流基金	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、その事について原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載している。

表4－(4)－② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
国際交流基金	・再委託金額の把握がされていない

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続き、再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるもの、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、その事について原因・理由

を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載している。

(5) 一般競争入札における 1 者応札に関する評価結果

一般競争入札における 1 者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 21 年 4 月 13 日及び 7 月 3 日総務省行政管理局長事務連絡）により、1 者応札について改善方策を取りまとめ、平成 21 年 7 月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における 1 者応札に関し、外務省所管 1 法人については、評価結果において、1 者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されている。

しかしながら、1 法人については、評価結果において 1 者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表 4－(5)のとおり、1 法人については、平成 19 年度に比べて 1 者応札割合が増加しているにもかかわらず、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1 者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表 4－(5) 一般競争入札における 1 者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1 者応札 率が 50% 以上とな っている	1 者応 札件数 割合が 平成 19 年度よ り増加 してい る	契約の状況(上段：件数(件)、下段：金額(億円))								評価結 果
				平成 19 年度の一 般競争入 札数(A)	平成 19 年度の一 般競争入 札におけ る 1 者応 札数(B)	平成 19 年 度の一般 競争入札 における 1 者応札 割合(C) (B ÷ A)	平成 20 年 度の一般 競争入札 数(D)	平成 20 年 度の一般 競争入札 における 1 者応札 数(E)	平成 20 年 度の一般 競争入札 における 1 者応札 割合(F) (E ÷ D)	増減 (E－B)	割合増減 (F－C)	
外務省	国際協力機構		○	94	19	20.2%	160	45	28.1%	26	7.9%	○
				39.2	5.1	13.0%	27.0	6.8	25.2%	1.7	12.2%	
	国際交流基金			61	18	29.5%	114	22	19.3%	4	-10.2%	
				5.5	1.1	20.0%	9.4	1.2	12.8%	0.1	-7.2%	
合計 (外務省)		0 法人	1 法人	155	37	23.9%	274	67	24.5%	30	0.6%	
				44.7	6.2	13.9%	36.4	8.0	22.0%	1.8	8.1%	
合計 (独立行政法人全体)		33 法人	57 法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
				9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 一般競争入札における 1 者応札が 1 者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記入した。
- 3 平成 20 年度一般競争入札における 1 者応札率が 50%以上となっている法人及び平成 20 年度の 1 者応札件数割合が平成 19 年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記入した。
- 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i) 特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 57 条第 3 項の規定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮して定められなければならないとされており、ii) 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員給与の支給基準についても通則法第 63 条第 3 項の規定により、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。

独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置が講じられている。

- ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
- ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表。その際、特に、国家公務員と比べて

給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。

③ 各府省の独立行政法人評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成 20 年 12 月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。）において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i) 上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意する」としている。

本年 6 月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人（101 法人）における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、給与水準の比較対象に含まれる諸手当（超過勤務手当や特殊勤務手当等（時間数や回数など勤務の実績に応じて支給されるもの）及び通勤手当以外の手当）の支給額等が給与水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

1 諸手当

(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が 100 を超えている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの（以下「国と異なる諸手当」という。）を設けている法人は、39 法人（延べ 76 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人（延べ 27 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	国際協力機構

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9 法人（延べ 12 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20 法人（延べ 53 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	超過勤務手当	国際協力機構

2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況をみると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「レクリエーション経費及びそれ以外の福利厚生費についても、国の取扱いに準じた見直しを行った」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成 20 年 8 月 4 日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
互助組織（※）に対する法人からの支出 ※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。	国際協力機構、国際交流基金
文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組	国際協力機構

織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	
慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	国際協力機構、国際交流基金
福利厚生代行サービス（福利厚生全般の運営のサービスを提供するアウトソーサーと契約（外部委託））又はカフェテリアプラン（従業員に費用と連動したポイントを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度）に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	国際協力機構、国際交流基金

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国際協力機構】

- ・ 本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号）の施行により、平成 20 年 10 月 1 日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務（海外経済協力業務）が移管されたことに伴い、20 年度においては、融資等業務による債権を有償資金協力勘定で約 10 兆 9,760 億円（法人全体で約 10 兆 9,834 億円）を計上している。

しかしながら、貴委員会の 20 年度の評価結果においては、有償資金協力業務については新規の貸付実行等についてのみ評価がなされているところである。

今後の評価に当たっては、有償資金協力業務について、貸付実行後の資金回収等を適切に実施する観点からの評価を行うべきである。

- ・ 本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号）の施行により、平成 20 年 10 月 1 日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務（海外経済協力業務）が移管されたことに伴い、法人勘定全体で関連法人（関連会社 10 法人）に対し約 1,335 億円の出資をしているが、これに対する 20 年度の評価結果をみると、出資の必要性や出資の管理の適切性についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、i) 出資に関する規程等の整備の適切性、ii) 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた出資を継続する必要性、iii) 出資先の経営状況の分析とそれを踏まえた法人の対応状況の適切性について評価を行うべきである。

- ・ 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号）の施行により、平成 20 年 10 月 1 日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務（海外経済協力業務）が移管されたことに伴い、20 年度の財務諸表において、旧国際協力銀行が海外投融資先として出資していた法人が、「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会決定。最終改訂平成 19 年 11 月 19 日）に照らして、関連法人と整理された。また、これにより、旧国際協力機構が昭和 55 年から 60 年に貸付を実施（これ以降当該法人への新規貸付はなし）した開発投融資事業（「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 18 日閣議決定）により廃止）の実施先である当該法人 1 社への貸付金約 5.4 億円が財務諸表に計上されている。

しかしながら、平成 20 年度には関連法人への貸付の実績がないことから、評価結果においては、開発投融資事業全体の債権回収等の実績について評価がなされているものの、当該関連法人への個別の貸付の回収状況等についての評価結果は明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、関連法人への貸付金の債権回収の状況等についても評価を行うべきである。

- ・ 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数で 133.0（年齢勘案（事務・技術職）。年齢・地域・学歴勘案の場合は 114.5）と国家公務員の水準を大きく上回っている。

当該指数の低減のために法人が設定した目標水準については、平成 19 年度に示され

た目標（23 年度目標水準：122.4（年齢勘案（事務・技術職））。年齢・地域・学歴勘案の場合は 106.4）から、20 年度に示された目標（23 年度目標水準：126.8（年齢勘案（事務技術職））。年齢・地域・学歴勘案の場合は 109.8）が上昇しているが、20 年度の評価結果をみると、この妥当性についての貴委員会の認識が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、目標水準が上昇した理由についての法人の説明について、国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人国際交流基金】

- ・ 海外における日本語能力試験については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 18 年 11 月 27 日）の「第 2－2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、経費の縮減を促進することとされている。これを受け、受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされ、平成 20 年度は約 2.4 億円が還元されているが、評価結果をみると、受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。

今後の評価に当たっては、基金へ還元された現地余剰金について、受験者への還元の観点から受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。

- ・ 文化芸術交流分野の国内向け助成（美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成）については、整理合理化計画において平成 21 年度中に廃止することとされたことを受け、20 年度をもって終了している。

これに対し、貴委員会は「選択と集中の結果とはいえ、主催事業によるフォロー状態と合わせて判断されるべき問題でもある」とコメントし、事業に対する評価を行っていない。

今後の評価に当たっては、貴委員会の意見を明らかにするとともに、国内向け事業のニーズ等を把握した上で、主催事業によるフォローの必要性の検証を行うべきである。

- ・ 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で 122.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情（国際業務の特殊性等）が挙げられている。しかしながら、「ラスパイレス指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性を評価するために詳細説明を求め、平成 18 年度からの基金の給与制度改革に伴う措置等には今後も一定期間同指数を抑制する効果があることが認められた」と記載されているものの、対国家公務員指数が国家公務員より高い理由についての法人の説明に対する貴委員会としての認識が「評定の決定理由及び指摘事項等」欄において記載されていない。

今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。